

令和4年3月15日

公 告

防衛省陸上自衛隊上富良野駐屯地
業務隊長 寺本保敏

令和4年度陸上自衛隊上富良野駐屯地における自動販売機(飲料水)の設置及び経営希望者を、下記のとおり募集しますので、関係事項を承知の上申し込み下さい。

記

1 公募に付する事項

- (1) 業務件名
自動販売機(飲料水)の設置及び運營業務
- (2) 業務期間(国有財産使用許可期間)
令和4年9月1日(木)(変更の場合有)～令和5年3月31日(金)
- (3) 設置場所
北海道空知郡上富良野町南町4丁目 陸上自衛隊上富良野駐屯地内
- (3) 設置台数
5台

2 応募する者に必要な資格等

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、業務の全てを自社で遂行できること。
- (3) 法令等の規定による営業に係る許可が必要な場合は、許可を有していること。
- (4) 暴力団及び暴力団員でないこと、また、暴力団と関係していないこと。
- (5) 暴力団排除に関する「誓約書」を提出できること。

3 公募受付期間

令和4年3月15日(火)～令和4年4月4日(月)

4 応募要領

応募期間内に募集要領に示した書類を提出することとし、郵送等した場合は下記第6項に示す問い合わせ先に電話にて連絡すること。

5 選考方法

書類選考による総合的審査の上、業者を決定します。提出書類は返却しません。

6 問い合わせ先

- (1) 住所
〒071-0595
北海道空知郡上富良野町南町4丁目 陸上自衛隊上富良野駐屯地業務隊厚生科
- (2) 担当
辻(電話:0167-45-3101 内線2326)

募 集 要 領

1 概 要

北海道空知郡上富良野町南町4丁目に所在する陸上自衛隊上富良野駐屯地において、自動販売機(飲料水)の設置及び経営を希望する者について以下により募集する。

2 応募資格

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (4) 法令等の規定による営業に係る許可が必要な場合は、許可を有していること。
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (6) 暴力団排除に関する「誓約書」を提出できること。
- (7) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (8) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

3 設置施設の所在場所及び名称

北海道空知郡上富良野町南町4丁目 陸上自衛隊上富良野駐屯地内

4 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置機種及び台数
飲料水自動販売機、5台
- (3) 使用許可期間
令和4年9月1日(木)(変更の場合有)～令和5年3月31日(金)
- (4) 使用料
電気料金等を含め別途徴収する。この際、消費税率の変更が実施された場合は、当時の消費税分を含めた料金を徴収する。
- (5) 価格
応募地域内の商品について応募業者が提供する同一商品は同一価格とする。
- (6) その他
別添「仕様書」による。

5 応募手続き等

(1) 提出書類

ア 申請書 1部（別紙様式第1）

イ 企画提案書 42部（別紙様式第2）

※ 以下の事項について、必ず記載すること。

(ア) 主な販売予定商品・販売価格（別紙様式第3）

(イ) 空容器回収及び衛生管理方法

1週間又は月に何回、回収・清掃等可能かを明記する。

(ウ) 設置する自動販売機の概要

設置する自動販売機の具体的な機種、サイズ、品目数、特徴等

(エ) 上富良野町近隣にある営業所等の所在地及び営業時間

(オ) 会社概要

(カ) その他のアピールポイント

ウ 企画提案書付属書類 3部

販売商品カタログその他企画提案書の具体的資料等

エ その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類をあわせて提出すること。

(ア) 業務確約書（別紙様式第4）

(イ) 誓約書（別紙様式第5）

(ウ) 役員名簿（別紙様式第6）

(エ) 戸籍抄本（法人である業者にとっては、登記簿謄本）

(オ) 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）

(カ) 法人税又は所得税に関する納税証明書（非課税業者除く）

（直近のもの）その3の2又はその3の3）

(キ) 会社概要（様式任意、パンフレット可）

(ク) 印鑑証明書

(ケ) 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当業者のみ提出）

注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをd、e及びfに定める書類に代えることができる。

(2) 提出先

ア 北海道空知郡上富良野町南町4丁目

イ 陸上自衛隊上富良野駐屯地業務隊厚生科厚生班 担当：辻

ウ 電話：0167-45-3101 内線 2326

(3) 提出期限

令和4年4月4日（月）午後5時

(4) その他

提出された書類は返却しない。

6 応募業者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- (1) 応募書類について、定められた提出期限を経過した後に提出された場合
- (2) 応募書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- (3) 応募書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 過去又は現在、防衛省（防衛省共済組合を含む）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）又は光熱水料を滞納したことがある（している）場合
- (6) その他、違反と認められる場合

7 提出書類修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を原則禁止とする。

8 選考の方法

提出された申請書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。
なお、審査結果については、異議を申し立てることができない。

9 自動販売機の割当て

設置する自動販売機は、決定した業者の評価数に応じて割り当てる。

10 決定業者公表日及び公表要領

- (1) 令和4年4月27日（水）（予定）
- (2) 陸上自衛隊上富良野駐屯地厚生センター内に掲示
- (3) 陸上自衛隊北部方面会計隊ホームページに掲載

11 業者決定後の提出書類等

- (1) 提出書類
 - ア 国有財産使用許可申請書（業者決定後該当業者に送付）
 - イ 設置する自動販売機の機種等（別紙様式第7）
- (2) 提出先
申請書等の提出先に同じ
- (3) 提出期限
令和4年5月16日（月）午後5時

以上

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

上富良野駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

北海道空知郡上富良野町南町 4 丁目に所在する上富良野駐屯地において自動販売機を設置及び経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を押印すること。

企画提案書

会社名：

ア 主な販売予定商品・販売価格（別紙様式第3）
イ 空容器回収及び衛生管理方法（200字以内）
ウ 設置する自動販売機の概要（200字以内）
エ 上富良野町近隣にある営業所等の所在地及び営業時間（200字以内）
オ 会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 社員数 (5) 店舗数 (6) 売上高
カ その他のアピールポイント（200字以内）

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

上富良野駐屯地業務隊長 殿

「上富良野駐屯地における自動販売機の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を押印すること。

誓約書

私

当社

は、第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第6により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は貸借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 第1号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。
 - ※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
 - ※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

上富良野駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

仕 様 書

1 業務件名

陸上自衛隊上富良野駐屯地における自動販売機(飲料水)の設置及び運營業務

2 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊上富良野駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

3 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、北海道防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。

4 国有財産使用料

丙は、乙に自動販売機(転倒防止板等も含む。)及び後記の空き容器回収箱(以下「ゴミ箱」という。)設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うものとし、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

5 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、甲が算出した本業務に要する光熱水料（電気料金）を負担しなければならない。

6 設置場所

自動販売機の設置場所については国有財産使用許可申請書において、乙が指定する以下のものとする。

- (1) 本部隊舎 2 F（缶・ペットボトル）
- (2) 1号隊舎 2 F（缶・ペットボトル）
- (3) 7号隊舎 1 F（缶・ペットボトル）
- (4) 7号隊舎 2 F（缶・ペットボトル）
- (5) 整備工場（缶・ペットボトル）

7 設置条件

- (1) 丙は、設置した自動販売機の転倒防止（地震対策）のために必要な転倒防止板等の措置を講じること。ただし、転倒防止板は設置基準面積内に収まらなくともよい。

- (2) 丙は、自動販売機を設置する前に必ず現地にて採寸し、設置場所及び搬入経路の確認を実施すること。
- (3) 丙は、設置に当たり施設の改修が必要となった場合は、丙の負担において行うこと。使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で原状に回復すること。
- (4) 現地採寸の結果、設置基準面積を超える自動販売機を設置したい場合は、担当職員に理由を添えて申請（様式任意）し、許可を得ること。ただし、2台以上の自動販売機を設置する箇所は、申請前に丙において設置箇所の全ての業者と調整した上で担当職員に申請すること。
- (5) 丙は、飲料自動販売機を設置する場合には、設置する自動販売機の周辺近くに適切な容量のゴミ箱を設置すること。
なお、ゴミ箱の設置数量は駐屯地業務隊長等の指示を受けること。
- (6) 自動販売機を設置するに当たり、タバコ自動販売機を移動させる必要がある場合は担当職員に申請し、共済組合上富良野支部担当職員と調整すること。

8 使用許可期間

令和4年9月1日（変更の場合有）～令和5年3月31日

- (1) 甲及び乙が必要と判断した場合には、令和6年3月31日を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。
- (2) 自動販売機の設置、撤去等に要する期間は使用期間に含むものとし業務の開始財産の使用許可及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

また、消費税率の変更に伴う販売商品単価の変更は原則として行わないものとする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は自らの責任において自動販売機を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防並びに保安について常に注意を払い、いかなる事故発生の場合も自らの責任において損害の賠償、施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙は、設置場所周辺の清掃を実施するとともに、自らの責任においてごみ箱を設置し、発生したごみを持ち帰るものとし、廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

12 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

13 情報保全等の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に駐屯地内での行動及び情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する業務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする日の1ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に遂行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更してはならない。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、駐屯地厚生センター内及び厚生科共済班事務室以外の施設に立ち入ってはならない。
- (4) 丙は、「国等による環境物品の調達に関する法律」（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす自動販売機を設置すること。
- (5) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (6) 丙は自動販売機毎に電力使用量計測用子メーターを設置すること。
- (7) 自動販売機及び電気メーターの設置、移設及び撤去に係る費用は丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (8) 丙は、甲が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
なお、丙は停電作業等が原因で使用機器及び飲料・食品類に損害があった場合は甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (9) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。

- (10) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (11) 丙は、商品の故障、瑕疵（かし）等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (12) 丙は原則として、毎週2回以上自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (13) 丙は原則として、毎週2回以上空き容器を回収することとし、ゴミ箱に他社の空き容器及びその他のゴミが混在していた場合にも回収すること。また、夏季及び販売数量が多い箇所については、ゴミ箱から空き容器が溢れることがないように適宜回収の回数を増やすこと。
- (14) 販売商品と空き容器等廃棄分の搬出入及びその方法については、担当職員の指示に従うこと。
- (15) 丙は、自動販売機毎の毎月の販売数量及び売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書等を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (16) 丙は、販売品目に重大なトラブル（遺物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
- (17) 丙は、自動販売機の運用に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (18) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員と丙の間で協議する。